

貯水槽清掃業務作業要領

1. 業務内容及び実施回数

貯水槽水道を適正に管理し、市営住宅入居者が水道水を安全に飲用できるよう貯水槽施設の点検・清掃を行うものとして、点検は月1回、清掃は年1回実施する。

2. 対象貯水槽施設

葉山団地（51棟）	受水槽	6.0m ³
中町団地	受水槽	16.5m ³
	高置水槽	2.0m ³
湊園団地	受水槽	33.0m ³
音光寺団地(56棟)	受水槽	6.0m ³
音光寺団地(57・58棟)	受水槽	12.0m ³
音光寺団地(59・60棟)	受水槽	10.0m ³
音光寺団地(62・1棟)	受水槽	10.5m ³
袈裟尾団地	受水槽	27.0m ³
田島団地（A・B・C・D棟）	受水槽	48.0m ³
朝日西団地(西棟)	受水槽	20.0m ³
朝日西団地(東棟)	受水槽	24.0m ³
あさひが丘住宅	受水槽	40.0m ³
元村団地	受水槽	2.1m ³
林原団地	受水槽	3.0m ³
林原第二団地	受水槽	3.0m ³
流川団地	受水槽	30.0m ³

3. 貯水槽清掃作業における作業基準

- (1) 清掃作業は受水槽、次に高架水槽の順に実施する。
- (2) 受水槽の元バルブを閉める。
- (3) 揚水ポンプを停止する。
- (4) 槽内の照明をする。照明用具は完全なる防水防爆型のものを使用し、特に漏電に注意しなければならない。(ヘッドランプ使用)
- (5) 水中ポンプを必要数入れ排水作業をする。
水中ポンプ投入に当り、必ず附属ロープにてつり下げること。
(電源コード及び排水パイプ利用厳禁)
- (6) 水中ポンプ始動と同時に換気ファンによる槽内換気を行う。
- (7) 槽内水排出完了と共に作業責任者が入槽し、所定のカルテに必要事項を記入し、必要であれば写真を撮る。
- (8) 槽内を高圧噴射洗浄機にて第1回目の高圧洗浄を実施する。

- (30～40kg/cm 噴射角度25°程度とする)
- (9) 洗浄開始と同時に残水処理機の吸水用ストレーナーを槽内最底面に置き、洗浄汚水の排水作業を開始する。
 - (10) 第1回洗浄終了とともに、槽内付属機器の点検手入れ並びに金属部の錆落しを行う。
 - (11) 第2回目の高圧噴射洗浄機及び残水処理機により高圧洗浄を行ないその洗浄汚水は完全に排出する。
 - (12) 槽内に異物等がある場合は完全にとり除き工具部品等の置き忘れがないかを点検確認する。
 - (13) 次亜塩素酸ナトリウム50～100mg/L（遊離残留塩素）液を、高圧噴射洗浄機のタンク内に入れ槽内全面を消毒する。（第1回目消毒）
 - (14) 第1回目消毒後は作業上必要最小限の人員に入槽者を制限すること。
 - (15) 第1回目消毒後30分以上時間をおき槽内第3回目高圧洗浄並びに洗浄汚水の排出を行う。特にこの作業においては洗浄汚水が残らないように吸引もしくは拭き取りを行なうと共に、洗浄に使用する水は水道水を直接高圧洗浄機タンク内に導入する等、衛生的な細心の注意を必要とする。
 - (16) 仕上洗浄（第3回目洗浄）後再消毒を実施する。
再消毒液は次亜塩素酸ナトリウム50～100mg/L（遊離残留塩素）液を使用して槽内面を消毒する。
 - (17) 再消毒後、30分以上時間を置き、洗浄し、洗浄水を残水処理機にて排水する。
排出後に水張りを実施すると共に各種自動機器の作動点検をする。
 - (18) 作業完了検査は満水後作業責任者が必ず行う。
 - a. 濁度 2度以下であること。
 - b. 色度 5度以下であること。（濁度計・色度計による）
 - c. 残留塩素 0.2mg/L以上（残留塩素測定器による）
 - d. 臭気・味 異常でないこと。
 - (19) 高架水槽の清掃は受水槽に準じて行うものとする。
 - (20) 高架水槽はその設置位置等により高圧噴射洗浄機、残水処理機等の使用不可能の場合が多くあると考えられるので、その状況により作業責任者は適切な清掃手段をもって実施するものとする。
 - (21) 高架水槽清掃終了後、揚水ポンプを始動して水張りを行なう。
満水後、末端蛇口を開放し赤水その他を排出して最終検査を実施する。作業責任者は所定の作業報告書を作成する。
 - (22) 槽内の清掃前後及び必要な箇所の写真を添えるものとする。
 - (23) 作業終了後現場を引き揚げる場合には作業責任者は現場の清掃及び機械器具の微収等充分注意して実施する。